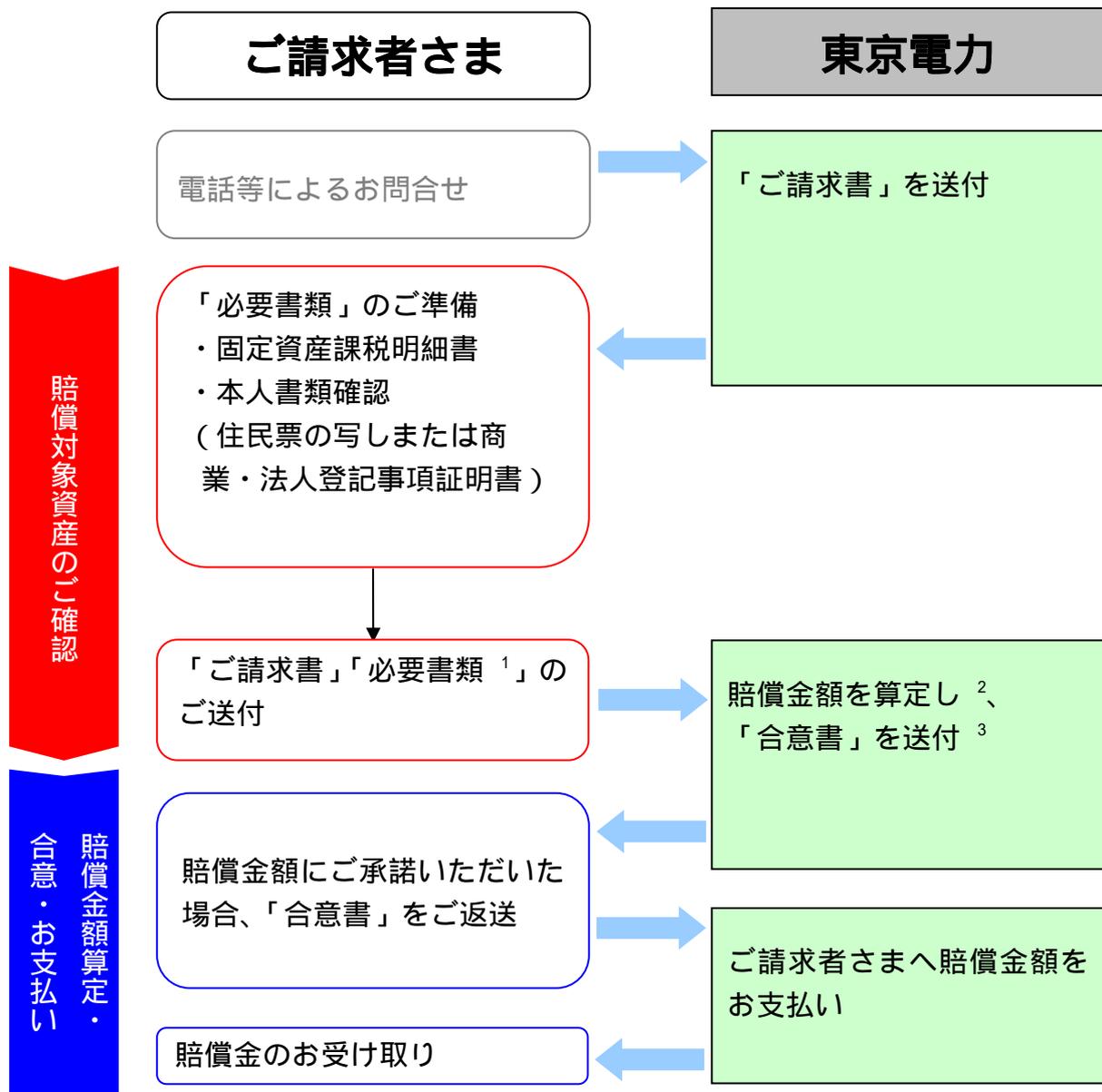


賠償金ご請求の流れ



- 1 福島県内（避難指示区域および双葉郡を除く）の立木についてご請求いただく場合において、旧緊急時避難準備区域および旧屋内退避区域等以外の地域の立木についてご請求いただく際は、上記「必要書類」に加えて、しいたけ原木として出荷予定であったことを確認するため、広葉樹または天然林の取引実績を確認できる書類もご提出ください。
- 2 「必要書類」が不足している場合、追加のご提出をお願いさせていただきます。
- 3 双葉郡内（避難指示区域を除く）の立木についてご請求いただく場合は、「合意書」を送付させていただく前に、対象資産や林種等に相違がないかご確認いただくための「請求資産一覧」をお送りいたします。